

この条例の目的

商店街は、地域経済の発展や地域コミュニティづくりの担い手として大きな役割を果たしてきました。

しかし、社会情勢の変化や、商店数の減少、さらには商店会に加入しない事業者の方が増えていることなどにより、商店街の維持・発展が困難になってきています。

そこで、本条例において商店会や事業者、市などそれぞれの役割を明らかにすることで、商店街の活性化を図ることを目的としています。



基本理念 (第3条)



商店街の活性化には、商店街にかかわっているさまざまな団体や人々が連携して取り組みを進めることが大切です。

そのため、商店会やそこで営業している事業者の方が主体となり、市や近隣の事業者、経済関係団体、建物所有者の方々と連携して取り組んでいくこととしています。

主な商店街活動

快適な環境整備



ジョイントアーケード

LED照明



商店街では、事業者の皆さんから集めた組合費でさまざまな活動を行っています。

例えば、快適な環境づくりの一環として街路灯やアーケードなどの共同施設を設置したり、地域のにぎわいづくりのためのイベントの開催やお祭りなどに協力しています。

にぎわいづくり



百円商店街



ピアストリート



食市食座

商店街からごあいさつ

「北九州市商店街の活性化に関する条例」が、北九州市議会のご尽力により制定されたことは、大変意義深いものと感謝しております。

条例の制定は、私どもにとって長年の念願であり、商店街が日常の買い物の場であるとともに、地域コミュニティの核として、また、地域の安全・安心を守る機能として貢献するためにも、大型店やチェーン店の皆様にも商店街活動に積極的に参画していただきたいと考えています。

条例制定を機に、商店街を構成して下さる皆様に、商店街の組合へ是非加入いただき、さらなる商店街の活性化へご協力くださいますよう、よろしくお願い致します。



北九州市商業総連合会
会長 中川 昭之

それぞれの役割 (第4条～第10条)

商店会の皆さん

※1



商店街を盛り上げるための事業に取り組む、経理の透明化や商店街の実態把握に努めます。

事業者の皆さん

※2



商店会への加入や、商店街の維持管理および事業費を十分に負担するように努めます。

建物所有者の皆さん

事業者がテナントとして入居する際に、商店会への加入をあっせんするなどして、加入の支援に努めます。

近隣事業者の皆さん

商店街を盛り上げるイベント等の事業に、協力するよう努めます。

経済関係団体の皆さん

事業者に対する経営支援や、情報提供等を行うなど、商店街の活性化に努めます。

市民の皆さん

地域における商店街の役割を理解し、イベントに参加するなどして、商店街の活性化に協力します。

北九州市

商店街や事業者の方々を支援するとともに、国や県と連携し、有効な支援を行うよう努めます。

※1 この条例における「商店会」とは、商店街の活性化を目的として事業者が組織する団体をいいます。

※2 この条例における「事業者」とは、商店街の中で事業活動を行う方をいいます。